

第5回上越地域法定合併協議会準備会会議録

平成15年5月28日(水)

上越市厚生南会館

出席委員

市町村名	区分	役職名	氏名	備考
上越市	行政	上越市長	木浦 正幸	
		上越市助役	中川 周一	
	議会	上越市議会議長	小林 章吾	
		上越市議会副議長	田村 恒夫	
		上越市議会総務常任委員長	早津 輝雄	
	住民	上越市町内会長連絡協議会会長	田中 昭平	
		上越市連合婦人会会長	保坂 いよ子	
安塚町	行政	安塚町長	矢野 学	
		安塚町助役	丸山 新	
	議会	安塚町議会議長	日下部 進	
		安塚町議会議員	松野 恵	
		安塚町議会議員	志賀 賢一	
	住民	安塚町商工会長	横尾 新一	
		雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北島 敬子	
浦川原村	行政	浦川原村長	原 恒博	
		浦川原村助役	松内 一也	
	議会	浦川原村議会議長	大竹 代次	
	住民	浦川原村商工会長	宮川 道三	
		浦川原村市町村合併検討委員会委員	大滝 勉	
		浦川原村市町村合併検討委員会委員	内山 美恵子	
	大島村	行政	大島村長	岩野 虎治
大島村助役			中條 勝夫	
議会		大島村議会議長	岩野 一高	
		大島村議会議員	丸田 伸一	
		大島村議会議員	早川 与五郎	
住民		大島村商工会会長	武田 一也	
		大島村大平区長	岩野 修二	
	大島村合併協議会委員	山岸 幸子		
牧村	行政	牧村長	中川 耕平	
		牧村助役	高波 勝也	
	議会	牧村議会議長	武田 正一	
		牧村議会議員	折笠 健一	
		牧村議会議員	宮本 富男	
	住民	牧村商工会長	大塚 忠男	
		牧村区長代表	金井 純	
牧村市町村合併検討協議会委員		江口 理恵子		

柿崎町	行政	柿崎町長	楡井 辰雄	
		柿崎町助役	小池 猛紀	
	議会	柿崎町議会議長	宮川 環	
		柿崎町議会副議長	小関 信夫	
		柿崎町議会市町村合併調査特別委員会委員長	平野 誠市	
	住民	柿崎町商工会長	富所 博	
柿崎地区区長会長		佐藤 洋一		
柿崎町農業委員		神岡 八江子		
大潟町	行政	大潟町長	渡邊 之夫	
		大潟町助役	新保 啓吉	
	議会	大潟町議会議長	村山 尚祥	
		大潟町議会合併問題特別委員会委員長	俵木 達	
		大潟町議会議員	内山 米六	
	住民	大潟町商工会長	西田 行男	
大潟町区長会長代表		小池 吉則		
大潟町合併検討会委員		大浜 啓子		
頸城村	行政	頸城村長	関田 武雄	
		頸城村助役	高森 勉	
	議会	頸城村議会議長	渡邊 威	
		頸城村議会副議長	井部 辰男	
		頸城村議会議員	布施 兵衛	
	住民	頸城村商工会理事	上野 學	
頸城村自治会長協議会長		大場 崇夫		
頸城村主任児童委員		松縄 武女		
吉川町	行政	吉川町長	角張 保	
		吉川町助役	中村 昭一	
	議会	吉川町議会副議長	吉村 一博	
		吉川町議会議員	橋爪 法一	
	住民	吉川町商工会長	荻谷 賢一	
吉川町男女共同参画計画策定委員会副委員長	岩井 栄子			
中郷村	行政	中郷村長	吉田 侃	
		中郷村収入役	山下 俊夫	
	議会	中郷村議会議長	山崎 新一	
		中郷村議会副議長	豊岡 眞一	
住民	中郷村商工会長	塚原 登		
	中郷村合併検討委員会会長	山崎 勇		
板倉町	行政	板倉町長	瀧澤 純一	
	議会	板倉町議会副議長	島田 武	
		板倉町議会議員	武藤 和男	
	住民	板倉町商工会事務局長	田中 幹夫	
		板倉町市町村合併検討委員会会長	宮腰 英武	
板倉町市町村合併検討委員会委員		増村 恵子		

清里村	行政	清里村長	梅澤 正直	
		清里村助役	笹川 栄一	
	議会	清里村議会議長	奥田 堅太郎	
		清里村議会議員	中村 良平	
		清里村議会議員	保坂 隆男	
	住民	清里村商工会長	武田 和信	
清里村合併推進委員会会長		福保 巧成		
清里村合併推進委員会委員		細谷 愛子		
三和村	行政	三和村長	高倉 英雄	
		三和村議会議長	服部 誠治郎	
	議会	三和村議会副議長	松縄 教一	
		三和村議会議員	稲垣 健一	
		三和村商工会長	石塚 賢	
	住民	三和村合併推進協議会会長	近藤 一郎	
三和村合併推進協議会副会長		武田 美紀		
名立町	行政	名立町助役	渡邊 一郎	
		名立町議会議長	塚田 正	
	議会	名立町議会副議長	秦野 兵司	
		名立町議会運営委員長	畑 虎夫	
		名立町商工会長	山本 實	
	住民	名立町名立大町総代	塚田 一三	
名立町市町村合併審議会委員		久保埜 朝子		
学識経験者		えちご上越農業協同組合代表理事副組合長	笹川 一成	
		上越青年会議所理事長	山岸 孝博	
		新潟県総合政策部市町村合併支援課長	中澤 清	
		新潟県上越地域振興事務所長	村山 秀幸	

議 題

1 報告

- (1) グランドデザインの一部分修正について
- (2) 平成 14 年度 上越地域法定合併協議会準備会決算について

2 協議

- (1) 平成 15 年度 上越地域法定合併協議会準備会補正予算(案)について
- (2) 新市における行財政運営指針(案)について...グループ協議及び全体協議
- (3) 上越地域合併協議会規約(案)について

3 確認 準備会から法定合併協議会への申し送り事項について

4 新市の名称について

5 その他

午後 6 時 0 分 開会

木浦正幸会長 皆様方には、大変お忙しい中を、また、遅い時間帯でのご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。これより第 5 回上越地域法定合併協議会準備会を始めさせていただきます。座

らせて説明させていただきます。

なお、本日は委員総数 117 名のうち 103 名のご出席でございますので、準備会規約第 7 条第 3 項の規定により会議は成立いたしております。

また、会議録署名委員につきましては、準備会の会議の運営に関する規程第 3 条第 2 項の規定によりまして、中郷村の議会議長さん、そして板倉町議会議長さんをそれぞれ指名させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

会議に入ります前に委員の交代がございましたので紹介させていただきます。牧村の大塚忠男さんでございます。〔大塚忠男委員起立〕よろしくお願い致します。



1 報告 (1) グランドデザインの一部修正について

木浦正幸会長 それでは、1 番の報告事項でございます。(1) グランドデザインの一部修正についてでございます。前回の協議を踏まえての記述の修正について事務局から説明いたします。

高橋克尚事務局長 それでは、お手元にお配りしております資料 1 をご覧いただきたいと思えます。前回の第 4 回の準備会全体会議におきましてご意見頂きました点につきまして、修正しましたという報告をさせていただきます。コピーの関係もございまして、修正した箇所のみ添付してございますのでご了承願います。

まず最初、1 点目は、プロジェクトの位置として、表現部位として上の方というご意見がございましたので、重要プロジェクトの上に位置付けましたということでございます。

続きまして、「共生都市上越」という形で「共生」という文言が入りましたが、その考え方につきまして、支え合い、協力し合うという部分の意味合いのご質問なりご意見がございましたが、それについては、「一緒になってお互いの良さをいかながら共に支え合い、共に生きていく“共生都市上越”」ということで、3 ページのような形で直ささせていただいてございます。同じように、4 ページの方は、文言が変わりましたことで、キャッチコピーの下段、下の行ですね、「共生都市上越」というふうに直ささせていただいてございます。

続きまして 5 ページ関係でございますが、まず、知的インフラの整備の中には総合大学が含まれているのかというご質問がございまして、これは、含まれてますということで、二重丸ということで処理をさせていただいております。

続きまして、幼児教育の中に幼稚園という文言がないのではないかというお話がございまして、これにつきましては、7 ページにございますように、上から、右側の内容の欄でございますが、上から 2 段目、幼稚園という形で追加をさせていただいてございます。

中高一貫教育につきましては、お話し合いをさせていただいた中でご理解いただいたかと思えますが、対応はせずにそのまま記述させていただくということになりました。

続きまして 6 ページの方でございますが、公共交通システムの中には鉄道は入るのかというご質問がございまして、当然入りますという回答をしました。つきましては、8 ページの方のプロジェクトの中の最後から 3 つ目に公共交通システム再編プロジェクトとございますが、この中に鉄道という文言を入れさせていただきました。

以上でございます。

木浦正幸会長 はい、以上、記述の修正ということで報告をさせていただきました。



1 報告 (2) 平成 14 年度 上越地域法定合併協議会準備会決算について

木浦正幸会長 次に、(2) の平成 14 年度上越地域法定合併協議会準備会の決算について、事務局から説明をいたします。

高橋克尚事務局長 はい、それでは、お手元にお配りしております資料 2、あと、今日、本日、机上配布させていただきました報告書等々をご覧いただきたいと思えます。

14 年度上越地域法定合併協議会準備会歳入歳出決算書についてでございますが、歳入決算額

1,324,028 円、歳出決算額 993,524 円、差引 330,504 円という形になってございます。

歳入の内訳でございますが、負担金につきましては 1,324,000 円、主な内訳は右側の方にございますのでご参照いただきたいと思います。諸収入としまして 28 円ということで、これは 10 の方の任意協議会で発生しました繰越金が入ってございます。歳入合計が 1,324,028 円ということでございます。

続きまして歳出でございますが、報償費につきましては 585,000 円、共済費につきましては 1,055 円、賃金につきましては 94,890 円、旅費が 45,640 円、消耗品費 51,387 円、食糧費 9,607 円、印刷製本費 714 円、通信運搬費 2,056 円、手数料 1,050 円、使用料及び借上料 197,925 円、備品購入費 4,200 円、合計しまして 993,524 円という形になってございます。

15 年決算につきましては、会則、規約の関係、規程に基づきまして、準備会の会計年度、普通公共団体の会計年度とするということでございます。終了した場合には、終了した時をもって決算という形を採らせていただきますので、15 年度決算につきましては、その際、委員の皆様方にはご報告させていただくという手続になろうかと思っております。

以上です。

木浦正幸会長 はい、この件について、監事を代表して上越市議会議長の小林議長さんから監査報告をお願いいたしたいと思います。

小林章吾監事 上越の議長の小林章吾でございます。5 月 26 日に名立町の議長さんの塚田さんと、上越市長の木浦市長と共に監査をさせていただきました。平成 14 年度上越地域法定合併協議会準備会歳入歳出決算について、今申し上げた監査を行いましたところ、いずれも適正かつ妥当なものであり、関係処理、帳簿等も正確であることを認めます。以上でございます。

木浦正幸会長 はい、大変ありがとうございました。以上、事務局からの説明と監事さんからのご報告がございましたが、平成 14 年度の決算を認定させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 はい、ありがとうございました。なお、先ほども事務局から説明がありましたとおり、平成 15 年度の決算につきましては、規約の規定に従いまして、監査終了後、委員の皆様にご報告させていただきたいと思っております。



2 協議 (1)平成 15 年度 上越地域法定合併協議会準備会補正予算(案)について

木浦正幸会長 続きまして協議に入らせていただきます。本日追加させていただきました(1)平成 15 年度上越地域法定合併協議会準備会の補正予算(案)についてでございます。事務局から説明願います。

高橋克尚事務局長 はい、それでは上越地域法定合併協議会準備会財務規則の第 3 条の規定によりまして、14 年度の決算で繰越金、残金ございましたので、これを繰り越す予算を、補正を予算として計上してございます。今日お配りしました資料の 2-1 というものをご覧ください。先ほど報告させていただきました平成 14 年度の準備会からの繰越金 330,504 円を補正するものでございます。詳しくは 1 表の方をご覧くださいなのですが、繰越金額は全額執行見込みでありますことから、歳入項目の繰越金及び歳出項目の予備費にそれぞれ 331,000 円を計上してございます。これによりまして補正後の合計額は 20,556,000 円となります。なお、裏面につきましては、項目別の明細を掲載してございます。参考になさっていただきたいと思います。以上でございます。

木浦正幸会長 はい、このことにつきまして、ご意見ご質問等がありましたらご発言願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 なし、という声がございますけれども、原案のとおり承認ということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 はい、ありがとうございます。

2 協議 (2)新市における行財政運営指針(案)について...グループ協議及び全体協議
木浦正幸会長 続きまして(2)新市における行財政運営指針(案)についてでございますが、グループ協議に入ります前に、前回のご意見を検討、整理した内容と事前にお配りした財政シミュレーション等につきまして、事務局から説明いたします。

高橋克尚事務局長 はい、それでは、お手元にお配りしております資料の中で、資料の3、資料の4、資料の3-3、3-4、3-5をそれぞれご覧いただきたいと思います。前回の準備会におきまして、地制調、地方制度調査会の中間報告の中身についてご質問等々、ご意見等々ございました。あと、財政的な資料が示されていないというお話もございましたので、若干のお時間を頂きまして、今回説明させていただきます。

まず、資料3-3でございます。

1ページ目でございますのが、行政サービスをどういう形で住民の方々にサービスしていくかというイメージ図を掲載してございます。上段が、現在、合併前の現状でございますが、各自治体からストレートに住民の方に行政サービスがされます。合併後どうするか。今、現行法上どういう形かということで我々が想定してますところが、合併によりまして大きな市の中に本庁、支所と2つの機構ができます。この矢印の大きさ、太さは全然考慮しなくて結構なんです。要は、住民の皆様方からすれば、本庁からと支所からの行政サービスの提供を受けるというイメージ図でございます。我々、普段より言っておりますが、地域審議会を置くという形になりますので、市の中のいわゆる附属機関としまして地域審議会を置く形になってございます。あと、指針の方でとめあげてございますが、コミュニティ・プラザの管理をしていただく住民の団体という形がございましたので、ここに一応参考までに入れてございます。

それで2ページ目以降をご覧いただきたいと思います。2ページ目は、いわゆる地制調の中間報告の中身をビジュアル的に示したものでございます。詳しくは、3ページ以降にその本文をそのまま抜粋で載せておきましたので、ご参照いただきたいと思います。3ページの方をご覧いただきたいのですが、前段の方に空白がありまして、その間に、当調査会としては、この中間報告に対する各方面の意見を踏まえ、最終的な答申に向けて精力的に調査審議を続けていく所存である、という形でございます。いわゆる、まだ確定したものではありませんという前提でいっておりますので、その上で説明をさせていただきます。2ページの方をご覧いただきたいのですが、地域自治組織のタイプとしまして、行政区的なタイプ、法人格を有さない、もう1つは特別地方公共団体とするタイプ、これは法人格を有する、というタイプを取り上げられております。

まず行政区的なタイプでございますが、下の段に、自治組織という形でくくってございます。どういう仕事をするかと言いますと、市の組織の一部として事務を分掌するということですので、市の業務をこの自治組織が担うという形になります。当然、市の組織でございますので、その長は市長が選任をするという形になってございます。そのほかに、地域審議会、いわゆる附属機関を置きますという形になってございます。この自治組織の中には、いわゆる行政サービスを実際に提供する事務局を置きますという形になってございます。ということになりますと、今まで我々の方では支所を置くという形で整理させていただきましたので、支所の機能と何ら変わらないということでございます。これは、もし支所と同列でございますれば、支所に成り代わってこの組織が存在するという形なので、支所のところは点線で表示してございます。ということで、住民の方々から見れば、本庁からの行政サービスと地域自治組織の方からの行政サービスを受けるといいう形になるかと思っております。

もう1つの特別地方公共団体とするタイプでございますが、これは別法人ですので、当然、市の組織とは別に出てまいります。それが下段にございますが、ちょっと間を空けているというのはそういう趣旨でございます。どういう仕事をするかと言いますと、正確な文章でいきますと、5ページを開きいただきたいのですが、一番上の行から3行目ですが、基礎的自治体、これはいわゆる市町村のことを言っております、基礎的自治体、いわゆる市町村の事務で法令により処理が義務付けられて

いないもののうち、当該地域自治組織の区域に係る地域共同的な事務を処理すると。難しいような表現なんですが、要は、法律で市町村がやりなさいといった事務は市町村がやります。それ以外の事務のうち、その組織の区域に係る事務をやりますよということでございます。ですから、法令上、市町村がやるもの以外のうちで、その地域に合った仕事をやっていただくのがこの組織ですという形になります。

ということで、そこの構成でございますが、まず、住民から選ばれる議決機関を置きますという形になってございます。これは基本的には公選、若しくは住民総会による選出が今のところ想定されてございます。執行機関ということございまして、執行機関は議決機関の互選、若しくは団体、ここで言いますと本庁の方の首長、いわゆる市長からの選任ということもあり得るといってご提示がされてございます。同じように、事務局を置くことができるということで、この事務局は、いわゆる新市の職員が派遣、又は兼務を原則としますという形になっています。

この組織に係る経費等々につきましては、いわゆる市の方からの財源移転でもって賄いなさいということでございます。その財源移転に見合わない、見合わないというのも変ですけれども、それを越えるような行政サービスを提供する場合には、住民の方から負担を求めてくださいというご提言がされています。詳しくは6ページの方にございます。財源のところの2行目ですが、その財源は当該基礎的自治体からの移転財源によることを原則とする。課税権なり地方債の発行権限は認めません。交付税はいわゆる一般的な市、市について算定しますということですので、組織が、自治組織があろうがなかろうが、市の算定に全部くられまして、交付税の額は変更ありませんということですね。なお書以下なんですが、財源見合いの事務以外の事務を実施することを認める場合には、住民からの何らかの負担を求めることができることを検討するという形でお示しがございます。

以上が地制調の中間報告で述べられているイメージ図の説明でございます。

続きまして資料の3-4をご覧ください。今度はちょっと数字的な話なので誠にうまく説明できるかどうか不安でございますが、資料3-4は何かと言いますと、今14の市町村を単純に決算を足し上げたものでございます。歳入決算、歳出決算、すべてを足し上げたものでございます。これで見ただけですように、平成元年度から取ってございますが、平成元年以降、いわゆる成長的、いわゆる勾配ですね、これは右肩上がりだったんですが、大体、平成6年、7年ごろからだんだん鈍化してきているという形になってございます。平成11年、12年に凸凹がございまして、これは介護保険を特別会計に移設した際の入れ繰りがございましたので凸凹がございまして、基本的には、このまま同じような伸びで推移しているというふうにご覧いただいて結構でございます。数字は書いてございせんが、口頭で申し上げますと、歳入決算額、13年度でいきますと1,071億円相当でございます。歳出規模にいきますと1,037億円程度でございます。ということで、最近は景気の影響もあって鈍化しつつあるということがこれを見ても分かるかと思われま。

続きまして裏面の2ページをご覧ください。上段には地方債現在高と起債制限比率ということで掲げさせていただいております。

棒グラフの方が地方債現在高、いわゆる借金が今どのくらいあるかと通常言われているものでございます。これにつきましては、交付税が措置されるものとされないもの、一緒くたになってございませぬので、すべてがすべて自分の財源の中から捻出しなければいけないというわけではございません、ということをおまず念頭に置きながら見ていただきたいと思います。これも大体見てお分かりのとおり、平成元年以降横ばいだったのが、平成3、4年くらいから右肩上がりになり、最近は横ばいになっているというふうでございます。

起債制限比率でございますが、これは折れ線グラフで示してございまして、真ん中の欄見ていただきますと、将来の公債費の増加を抑制し、健全な財政運営を図っていくための指標として用いられてございます。20パーセント以上になると市町村単独で行う道路事業等の地方債について発行が制限される。30パーセント以上になると、災害関連事業を除いて地方債の発行ができなくなるという形で、要は、借金で負債を抱えているところは新たな借金はできませんということをお言っているだけで

す。なお、新潟県におきましては、単年度ベースで16パーセント以上、また、3か年平均で14パーセント以上になると財政運営健全化計画を県に提出すると、要は、起債制限比率を引き下げる計画を県の方に提出しなければならないということでございます。今、14の市町村のトータルだけでいきますと、平成元年が12パーセント程度でございます、平成10年度に10.3パーセントを底にしまして、最近は微増傾向でございます。起債現在高が増えているにもかかわらず起債制限比率が下がっているというこの仕組みは、いわゆる交付税で措置される起債が多くなっているということでございます。逆に、右肩上がりだというのは、交付税を措置する額が相対的に減ってきたということを裏付けてございます。

下の方でございますが、基金と地方債残高の比較表でございます。0を基準にしまして上が基金、いわゆる貯金、下がいわゆる地方債の残高という形で見ていただきたいと思います、起債の方が、地方債現在高がある程度の伸びを示している中で、なかなか貯金に当たる部分、基金の方ですが、伸びが鈍化しているという資料になってございます。

続きまして資料3-5でございます。資料3-4が今までの結果でございます。資料3-5は今後どうなるかというシミュレーションでございます。シミュレーションである以上、条件を設定しなければなりません。実は、これは上越市において住民説明会で説明させていただいた時に使った資料でございます。中にはご覧いただいた方もいるかと思いますが、ここで我々は何をしたかったかと言いますと、合併前と合併後で、交付税に着目して、どういう推移をたどるか、その際には合併特例債を使った場合、使わない場合はどういう影響があるかということだけをメインにシミュレーションをしております。ですから、中身におきまして、設定がおかしいということがございますれば、当然変更した上で試算はできます。ただ、そこをどこに基準を置くかということは何通りものシミュレーションができるということをご理解いただきたいというふうに思っております。そこで、我々は、その資料3-5にございます、条件設定という形で表記してございますが、下の から という前提を置きまして、あえてシミュレーションをさせていただきました。具体的な形で1ページから7ページの表まですべてございます。

一応これを一覧性にしたのが、お手元にお配りしました「市町村合併について考えてください。」というパンフレットがございます。これの5ページをお開きください。5ページの上段の図表5というものがございます。これが、シミュレーションした形を、合併特例債を活用した場合、しない場合に分けまして表記させていただきました。13年度の決算をベースにカウントしてございまして、合併は、当然、法律の期限内に合併したという前提で、これを見ていただくとおり、交付税としましては算定替というものがございます。それは、合併しなかったときに受けれたであろう交付税の額は保障されるという形でございます。ということですので、歳入は10年間は保障されるという形でございます。残り5年で段階的に通常の形に引き直していこうというのが今の財政スキームになっております。ということで青の折れ線グラフで示したのが歳入と歳出の推移でございます。

下に棒グラフで表記してありますが歳入と歳出の差ということでございます。これが0の線より下回っていけば歳出超過、いわゆる赤字だと、上に出てれば黒字だという形になります。ということで、単純に試算しますと平成24年以降黒字になりますという形が見てとれると。合併特例債を使った場合、当該14の市町村が合併しますと約600億ほどの合併特例債の起債枠が与えられます。10年間でするので単純に1年間60億円ずつというふうな形で試算させていただいたのが、この点線でございます。この置き方ですが、他の財源に振り替えて特例債を活用するというシミュレーションではございませんで、新たな事業を見つけて、新たに60億分を加算していったというシミュレーションでございますので、そのまんま飛び抜けた形で上の方に折れ線グラフが推移しているという形になってございます。合併特例債の財政的措置でございますが、例えば、100ある事業がございましたら、95パーセントについて起債ができます。その95パーセントのうちの70パーセントにつきまして交付税措置がされるということですので、全体で66.5パーセントが交付税措置されるというイメージをお持ちいただければと思います。具体的には、資料3-5の方の一番最後に7ページとございますが、係数

はすべてそこにございますので、ご覧いただければと思います。

限られた時間でいろいろなことを説明させていただきましたが、以上の点で、前回のご要望という形で事務局として準備させていただきました。よろしく願いいたします。

すみません、それで、申し訳ございません、差し替えの方の3-1、3-2の資料をご覧いただきたいと思います。前回、短い時間ではございましたが、皆様方にグループ協議をお願いして、させていただいたわけですが、その中でのご意見を踏まえて事務局の方で修正がございますので、ご連絡申し上げます。資料3-1は見え消しで直してございますので、資料3-2の、こういった項目を直したかということでご覧いただきたいと思います。

資料3-2の1ページの方でございますが、全体の項目として頂いた意見が、具体的な内容を示してほしい、「エリア」という表現を検討してほしいということでございますが、具体的な内容については、法定協議会の方で議論させていただきたいというふうに思っております。「エリア」の方につきましては、混同するという意見がございましたので、あえて「エリア」ということで、聞き慣れないかと思いますが、あえて「エリア」という表現を使わせていただいております。

続きまして基本理念のところでございますが、「サービスの低下もあり得る」という文言を載せたらどうかという話もございましたが、あくまで我々としては住民負担をできるだけ増やさずに現行のサービスを維持していくことがまずの務めだということでございましたので、申し訳ないんですが、ここは見送りをさせていただきました。住民の責任が強く表現され過ぎるというご意見に対しましては、確かに、「責任」、「責任」という言葉が続くということもございましたので、「参画する仕組みづくり」というふうに直させていただきました。

原則のところでございますが、(6)をつくって効率的な市民へのサービス提供を設けたらどうかということでございますが、この指針全体が、合併効果を最大に引き出して効率的な住民サービスを提供していくための手立てを記述したものでございますので、全体としては(6)を新たに設けるということではなく、全体としてお受けしたいというふうに思っております。なお、効率性につきましては、(2)の方で記載していますということで整理させていただきました。続きましてのご意見で、市民の自治意識の醸成というのが、位置付けが高いのではないかという話もございました。確かに、見ていただくと、行政の話と住民、市民の皆様方のお話と混在してたということもございましたので、順番を多少改めさせていただきました。 (1) (2) (3) という形で行政側の問題を挙げさせていただきました。住民の皆様方のものを(4) (5) という形でまとめさせていただいたということでございます。

1ページおめくりいただいて2ページ目でございますが、「行政コストの引下げ」の表現がサービス低下につながるイメージを抱かせるという話もございました。そういうこともあろうかと思われて検討させていただきました。 「行政の効率化を行い、行政コストを引き下げながら、行政サービスの維持・向上に努めます。」というふうに修正をさせていただきました。

(3)の自治意識の醸成の点につきまして、いろいろご意見を頂きました。ここは、我々としましては、市民の自治意識の、という観点に特化させていただきたいということで、ご意見はいろいろ頂いたんですが、これについては別の所で対応させていただきたいということで整理させていただきました。続きまして、「協働」というのが、「協力」の「協」なのか、「共働」の「共」なのかという話もございましたが、ここでは「協力」、いわゆる力3つの方の「協働」ですという形で整理をさせていただいております。

続きまして重点課題の方でございますが、まず、東京の特別区のような権限を持たせてほしいということでございますが、これは、現行の法律の下では特別区のような権限を持つということにはなりませんので、これについてはちょっと記載できませんということで整理させていただきました。

続きまして、3、4年は意見のくみ上げはあるかもしれないが、それ以降が心配だと、今までの事業継続が心配であり、支所に権限を持たせてほしいということでございますが、意見をくみ上げる機能を持つ機関という形で我々考えておるのが、3、4年で終わるものではないというふうに考えてご

ざいます。また、支所の権限につきましては、法定協議会で個別具体的に検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただければと思います。なお、支所は地域づくりの担当をしていますので、そういうことでご理解をいただければと思っております。

続きまして、住民との協調と連携を通じた行政運営のところ、皆様方、先ほど説明させていただきましたように、地域自治組織に対しまして、ご関心が大変ございます。我々としても、当然、もし法律になれば検討に値するものだということによって思っておりますので、そこにつきましては修文をさせていただきます。

それ以外に、「とどまらない」という表現がよく分からないということもございましたので、今までの経緯を踏まえまして、改めて説明させていただきます。修文の文を読み上げることで説明と代えさせていただきたいと思いますが、「エリアごとに機関を置きます。この機関は、市町村の合併の特例に関する法律...いわゆる合併特例法でございますが...で期間を定めて置くことができるとされている地域審議会とは異なり、期間を定めずに置くものとします。...いわゆる3、4年ではなく恒常に置きますということですね...なお、この機関の詳細は、現行の法律の範囲内で、支所の事務や権限と併せて検討をしていきます。また、その過程において法律の改正等があった場合には、合併後も含め、改正の内容を考慮して検討します。」というふうに改めさせていただきます。

続きまして、イメージ図は載せない方がいいということでもございましたが、具体的なものをお示しするにはイメージ図がいいのではないかとということで整理させていただいております。

続きまして3ページの方でございます。まず合併特例債の関係で、「活用を」か「も」かというご質問がありまして、我々もちょっと不手際がございましたが、ここは、「も」ということで整理をさせていただくということで、まず前段はそうなんです、それ以外に、文面で、継続事業を優先しますという下りがございました。これをある視点から見れば、手を着ければ先か、というご意見がございまして、そうしますと、皆様方のご懸念である、先にやっちゃえば全部対象になるんだというイメージを抱かせるのではないかとご指摘もございまして、「合併特例債の有効な活用も踏まえ、実施事業を選定します。ただし、合併特例債も新市が将来的に返済しなければならない借金であることには留意する必要があります。」という形で修正させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、職員の削減だけが明記されているということでもございますが、行政の効率化、コストの引下げには様々な取組みがあるかと思いますが、職員数を人口規模に見合ったものにするというのが、合併の効果の最大の目的、手立ての一つだということもございまして、ここにつきましては、コスト削減の例として提示してございますので、こればかりではないというのは当然でございますが、その例として掲げさせていただいているということでお含み置きをいただければと思います。

続きまして自治基本条例のことでもございますが、合併後ではなくて協議会の中で骨子を協議してほしいというご意見がございました。ここにつきましては、我々としましては、すべての市民の方々が同じ土俵の上で、対等な立場で、自治体の憲法に当たる基本条例を作ったらいかがでしょうかということを考えてございます。ただ、合併前でも、合併協定書なりが調印されれば、当然新市に移行するのは確実でございますので、そういった場合から、共同作業、同じ市民としての最初の共同作業として位置付けて検討を行っていくということもあり得るのではないかとご形で一応整理させていただきます。

ということで、前回の準備会でのご意見を踏まえ、直させていただきます。以上でございます。木浦正幸会長 はい、それでは、これからグループ協議に入りたいと思っておりますけれども、今の前回の点で、あるいは財政のシミュレーションとかございましたけれども、この中で、時間の関係もあるかと思っておりますけれども、何かご質問等がございましたら発言願いたいと思っておりますけれども、はい、どうぞ。

早津輝雄委員 上越市議会の早津であります。大変、質問、説明の範囲が多かったので質問も多いんですが、全部はやらないで割愛をしたいと、こう思っておりますが、3、4点、グループ協議に入る前にどうしてもお聞きをして、確認をしておきたいということがありますのでお願いをしたいと、こ

う思うところであります。

この歳入、歳出等の金額的なデータですね。できるだけ、前回も、全体会の中で、あるいはグループ協議の中でも出ておりましたが、できるだけ最新のデータを示してほしいという要望に対して、具体的に、例えば 14 年度の最新のデータを示すことがなぜできなかったのか。その説明をしてほしいなど。

それから、グループ協議、この間やりまして、30 分足らずの中で、それが終わって、各グループ長がこの全体会の中でいろいろグループでもんだ結果を報告されました。事実、具体的な話もありましたが、大半の人が時間不足、資料不足で継続審議だと、こういうグループ長の話が多かったように聞いておりますが、そういうことの継続審議だという言葉がここには載っていないで、あたかも十分結論が出たような表記になっているのはどうなのかなと。

そして、ちょっとこれは基本に、会の運営の基本に触れることになるかもしれませんが、事務局があたかも裁判所の判決のように、これはだめだ、これは取り上げる、これ事務局というのは細かい 14 市町村の行政担当者が集まってこれはどうするこうするというのはいいんですが、この協議会における意見、要望について、事務局の検討結果という形で上げたり切ったり自由にやるのではなくて、会長、副会長とかそういう皆さん方の理事会的な見解として、こういうように考え方を整理したから皆さんいかがかと、こういうスタイルが望ましいのではないかと。こんなように思いますが、その辺どうなのか、お考えをお聞きして協議に入りたいなと、こう思っています。

まだ幾つかあるんですが、割愛します。以上の点について、ご説明をいただきたいと思います。
木浦正幸会長 はい、それでは、事務局の方からは最新のデータの使用について説明いただきたいと思います。

高橋克尚事務局長 最新のデータでございますが、14 年度決算につきましては、皆様もご承知かと思いますが、決算処理という過程をくぐりませんと、実は、各構成団体の費目、科目、これが全部統一されているわけではないということで、決算統計という形で国が統計をまとめます、この統計の整理が終わりませんと比較ができないものですから、ということで決算統計の数字がまだ出揃っていないと思いますか、当然各議会の方で決算の、決算委員会ですか、そちらの方でお諮りになるかと思いますが、その状況を踏まえて資料を頂ければ、当然のようにお進めすることは可能かと思われま。ただ、そういう形で、今、時間的にそういうことで突き合わせをするという形になってはならないということで、ご提示できないということをご理解いただければと思います。

継続審議につきましては、今回改めてお時間を頂いたというのは、継続審議の扱いにさせていただいているということでございます。

もう一つ、事務局のことにつきましては、会長の方から。

木浦正幸会長 はい、それは私、答えさせていただきます。市町村長の会で協議するよりも、全体にお諮りして民主主義的に皆さんからお諮りをして見ていただいて、そして皆さんから意見を頂くという手続を踏ませていただいているわけでございます。必要に応じては、市町村長の皆さんとで協議させていただくこともございますけれども、まずは皆さんの全体の会議でお諮りを申し上げて、発表を事務局からさせているという考えでございますので、よろしく願い申し上げます。よろしゅうございますか。はい。

保坂いよ子委員 お願いいたします。今日、多分これからグループ協議になるんですけれども、行政サービスの提供イメージのことについてお伺いしたいと思います。

聞き漏らしがあったのかもしれませんが、基礎的自治体と地域自治組織という言葉が使われております。先ほどの説明ですと、基礎的自治体というのはいわゆる市町村のことを言うというふうにお話になったのですが、基礎的自治体になるには、ここでは、上越市に編入合併という形をとるならば、基礎的自治体というの上越市の組織のことを言っているんでしょうか。その辺がはっきりしないことと、それから、地域自治組織というので、今、それぞれの地域で、上越市の場合でも、市役所を中心として、あと地域ごとに町内会がありまして、町内会の組織がそれぞれ地域でもっているような活動

をやっている。そのことが地域自治組織になるのか、あるいは合併したときの各市町村が地域自治組織になるのか、その辺がちょっと分からないのでお伺いしたいと思います。

そして、タイプとして、行政区的なタイプと特別地方公共団体とするタイプとこの2つが挙げられておりますが、よく読んでみると、あんまり変わって、住民の自治ということが、公共団体とするタイプでは都道府県知事の所要の関与が行うことができるというふうに書いてありますので、そこら辺がやっぱり違うのかなという気持ちもあるんですが、その辺の区分けをもう少し説明していただけたらと思います。

木浦正幸会長 はい、事務局お願いします。

高橋克尚事務局長 基礎的自治体ということでございますが、当然、合併すれば、合併後の新市が基礎的自治体に該当します。次に、3 ページ、資料の 3-3 の 3 ページをお開きいただきたいと思うんですが、真ん中ごろに数字の 4 ということで見出しがございまして、(1)でございます、その真ん中辺にございますが、「地域自治組織については、合併の有無に関わらず、基礎的自治体における一般制度としても、必要な地域に任意に設置できる制度を検討する。」ということで、将来的には、例えば小学校なり中学校の区を相当とする区域に置くことも可能とするように制度をもってきましたというふうにうたわれています。問題はその次なんですが、「これを前提として、当面、合併後の市町村において、合併前の旧市町村単位に地域自治組織を導入する途を開くこととする。」ということですので、当面は、合併する前の今の 14 の区域の中でそれぞれ地域自治組織を導入することを目指すという形でございます。

最後の点でございますが、何が違うかということでございます。2 ページの方の上の段、要は、地域自治組織というのは市の中に組み込まれている一部ですというところがまず 1 つです。行政区。法人格を有するタイプというのは、市とは別のもう 1 つの法人格を有しますと。その中に、最大の違いは、ここに議決機関があると。要するに市議会とは別にもう 1 つ違った形の議決機関が、事務は当然違いますが、議決機関がある自治組織がございましてというところが大きな違いかと思えます。

以上です。

木浦正幸会長 ほかに…。はい、どうぞ。

橋爪法一委員 吉川町の橋爪です。グループ協議に入る前に 2 つだけ確認させてほしいと思います。

1 点目は、早津さんの質問とも絡みがあるんですが、今日このように幾つかの修正がございました。今ほど説明があったんですが、実は、私ども吉川町の代表して来る 8 人は、午前中に協議をしてこの会議に臨んでおります。今日この修正されたものについては、いつの時点で修正が終わったのか。それから、この修正項目について、事務局レベルで終わってるんじゃないかと、恐らく、会長、副会長会議をやられて、そこで確認をされて、今日のこの場に臨まれていると思いますが、そういう手続を採られたかどうか。これが第 1 点です。

第 2 点目。前回 30 分くらいの時間の中でグループ協議をやって、今日丁寧にいろいろまとめていただきました。それはそれで私は評価します。ただ、今日もこれからグループ協議やるんですね。このグループ協議をやって、一定の時間を取って、いろんな意見が出たのを整理して、きちんと文章にまとめて最後の結論を下していくという、そういう段取りをされる覚悟はありますか、これは会長からお答えいただきたいと思えます。

木浦正幸会長 前半、事務局。

高橋克尚事務局長 前回のご議論いただきまして、我々の方でそれを踏まえまして修正の案を出させていただいたということでございます。ということでございますので、当然会長の方までお諮りをしまして、今回こういう形で出させていただくという形です承を得たものを案として出させていただいているということでございます。時間的には、今日の午後に最終的な文面の整理をさせていただいております。

木浦正幸会長 なお、このことについては、町村長の皆さんに、会長だけで、町村長の皆さんにお諮りしてありません。それから、ですから、皆さん方からこの修正案を見ていただいて、先ほどの早津

議員にもお答えしたつもりでございますが、ここで、この修正の仕方はおかしいじゃないかという点があれば、また再度直していくということでございます、何が何でも押し進むということではないので、ご理解を賜りたいと思っております。そういう意味では、最終的に決めるべきところは決めて前へ進んでいかなければなりませんけれども、やはり、議論していただいたことの中で、皆さんが納得していただいて前へ進んでいきたいなと、そういう私は手法を採ってまいりたい、手順を踏んでまいりたいというふうに最終的には思っておりますので、ご理解を賜れば幸いです。

それでは、時間の関係もございますのでグループ協議に入らせていただきたいと思います。はい、最後、お一人。

田村恒夫委員 上越市の田村と申します。

2点ほど伺いたいのですが、この3-3のイメージ図ありますね。このイメージで、矢印は、先ほど気にすることは無いというふうなお話もありましたけれども、これ、行政サービスというのは、確かに行政の方からサービスということが分かるんですが、住民からとってみれば、住民のいろいろ多様な要望、要求があるわけですから、それはこの、例えば長さにしたら同じ長さなのか短いのかということも、ある面ではあるんですけどね。その辺の配慮をされたのかどうか。まず1点です。

それから、財政の関係で、先ほど決算統計うんぬんというお話がありましたが、じゃあ決算統計がいつの段階できちんとできるのか。また、私たち単純に考えても、現在どのくらい交付税が入ってどうだという単純な計算もできるわけです。そういった比較もある面ではされておいて、それを私たちに、今は確かに正確な決算統計はないと、比較もちょっと問題があると、しかし単純に考えたらこうですよということも、現に14年は過ぎているんですから出せると思うんですよ。この、出せないというのは、なんかちょっと腑に落ちないんですが、やっぱりこれ出していただかないと、実際じゃあどこまでいっているんだということが我々分からないわけです。基礎が分からないで次に進むということになりますと、何も土台のない上で何をやるんだという話になりますから、その辺をしっかりとお願いしたいなと、その1つ。

2点をお願いします。

木浦正幸会長 はい、事務局。

高橋克尚事務局長 1点目につきましては、見せ方としましてご指摘のとおりとあれば善処してまいりたいと思っております。

後段部分につきましては、当然我々全くやる予定でございますので、当然、資料がお集まりさせていただければ、至急作成したいというふうに思っております。ただ、今の現在は、それに足る資料が集められきれないということがありますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

木浦正幸会長 はい。

田村恒夫委員 資料が集められないというのは、どういう意味でしょうかね。ちょっと私理解ができないんですが。その辺、ちょっとかみ砕いてお願いします。

木浦正幸会長 例えば、議会議決を経なければ、決算というのは、公表するというのは大変はばかられますし、そういう意味では、正確な資料というものは、当然のことながら議会議決の後に皆さんにお見せするというところでございます。それでは…。はい。

田村恒夫委員 決算というのは承認、認定ですよ。認定だから、それなりに分かっていたら話をしてもいいわけじゃないですか。認定ですよ。反対するうんぬんということはありますけど、認定をするかしないかというのはありますけど。

木浦正幸会長 今のように、認定ですので、まだ実際には揃っていないということでございますので、揃って皆さんにお見せできるようになりましたらお見せしたいということでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

傍聴の方、進めさせていただきたいと思っておりますので、ご静粛をお願いします。

田村恒夫委員 時間はいろいろあるでしょう。先はいろいろありますから。皆さんの方で、まだいろ

いる資料が集まっていないということを言われるんですが、先ほど私言ったのは、それもそうですけども、じゃあいつまでに資料が集まるんですか。この法定協議会終わってからですか。はっきり言って、今この準備会ですけども、本当の意味で法定協議会終わってからですか。

木浦正幸会長 事務局。

野澤朗事務局次長 ご説明、改めてさせていただきます。先ほども申し上げましたとおり、今回ご提示をいたしました資料は、上越市が合併する場合、しない場合、また、した場合の合併算定替若しくは一本算定の交付税を分かりやすく住民の方にお示しするために作ったものでございますので、13年度決算をもって作った資料でございます。これはもうご理解いただいているところでございます。問題は、14年度決算で作った資料があるなら出していただきたいというご要望と受け取りました。当然14年度決算で同様の資料が入った時点で作成は可能でございますが、現時点では無理でございます。ただ、委員おっしゃったように、予算で比較できないのかとか、いろいろお話でございます。しかしそれは、予算という科目の整理と決算上の整理、いろいろ違ってまいります。ここは是非、全体の傾向として、今、上越市を含む14市町村が13年度ベースでこのような財政状況にあったという大きなこのシミュレーション資料と、あわせて、本日お出しをいたしましたいろいろな資料でございます。それら併せもってお考えいただいて、行財政運営指針、十分ご議論いただける資料を出したというふうに思っております。その辺は直ちに、また、決算資料揃った時点では、当然ながらこれはもうシミュレーションにさせていただきますし、また、新市の財政計画、当然ながら積み上げていくものでございます。ここは切り分けてご理解いただきたいと思います。以上でございます。

田村恒夫委員 はい、お話は分かりましたが、じゃあ、予算の資料を出してください。

木浦正幸会長 はい、事務局。

野澤朗事務局次長 予算の資料というところ、もう一度ご丁寧に説明いただきたいと思います。各町村、市町村の予算を合算した資料を出してほしいという意味でございましょうか。そして、それは何と比較するための資料か、そこをちょっと教えていただければ有り難いなと思うんでございますけれども。

田村恒夫委員 何と比較するというのは私たちがやりますので、お宅の方で分かっている予算の資料を出していただければ、それで結構です。

木浦正幸会長 事務局。

野澤朗事務局次長 私どもで掌握しております範囲で、私ども、どの程度正確か分かりませんが、ともかく、各町村から出していただいた予算額の総計資料を計算した資料であれば、今、コピーしてお配りは可能でございますが、それでよろしゅうございますか。

木浦正幸会長 よろしゅうございますか。はい。それではグループ協議に入らせていただきます。45分間ということをお願いしたいと思います。よろしく、それぞれ移動をお願いします。

グループ協議

木浦正幸会長 大変ご苦勞様でございました。それでは各班の皆様方から順番にご報告をいただきたいと思っております。それでは第1班の代表の方、お願いいたします。

村山尚祥委員 第1班の発表をします、大潟町の村山です。急で、来てすぐですし、まとめのないの少し順序が飛ぶかもしれませんが、精一杯発表します。

まず、新市における行財政運営指針に対しての協議の中で、最初に、基本理念及び原則について協議しました。これについては、意見もあったのですが、これまで行ってきたグループ協議の中とか、今回事務局で回答した部分も全部含めれば、基本的にはこの内容で大筋いいということでもとまりました。

2つ目に重点課題について議論百出したわけですけども、大きく分けて、出ているものは、やはり自治組織の、住民との協調、連帯を通じた行政運営と、今回網掛けで修正されましたけれども、そ

の部分にかかわる意見が沢山出ました。基本的にはこの丸印で付いているおおまかな大綱、タイトルと言いますか、これについては、5つのタイトルの内容については了解しているわけですが、これらの内容の中で、全部、この第1グループの統一見解としてまとめる段階に、今、時間的に至らなかったんですが、大まか、多数意見と言いますか、複数意見が出たものを集約して発表させていただきます。

1つは、やはりこれだけのこういう重点課題というものを、行政の組織あるいは財政的なものについては、やはり自治基本条例というものの骨格としてきちんと設けて、その自治基本条例の中から、支所機能とかあるいは市民に開かれたとか、言ってみれば情報公開とかそういったものとか住民参加とか、そういったものがうたわれて初めて一つの行財政の基本指針になるんだと。これはまあ正直言って私の言葉なので言いにくいのですが、合併するという一つのものというのはよく言われるように結婚に例えれば、新しい家庭を持つというときに、どういう家庭が築かれるかという基本というものがないと住民に対してきちんと説明できないということから言えば、それはどういう家庭をどういう財政的な力で運営するかということを示すためにも、その骨格は住民自治基本条例の骨格の中でうたって住民に示してほしいということ、そういう意見を含めて、複数と言いますか、半数に近い意見として出ました。これに対して、これまで十分いろんなグループを経た中で、大枠この内容で十分だと、中身的には法定協の中でも詰めていくし、合併することで全部終わるわけではないと、合併後についてもきちんとまちづくり的な意味でもやっていくわけだからこれでいいのではないかという意見も複数的に出ています。

そうした中でやはり一番多く出た意見というのは、周辺地域が合併後どうなるかということでありまして、例えばサービス面においても、本当に現在のサービス、例えば役所に行く回数一つ取っても、それで受けられる事務的なサービス一つ取っても、どんどん削られていくということの不安もあるし、また、住民の声、あるいは住民、地域が予算的にも少し地域独自で運営できるというものについても、どこかで何とか保証できないかというような意味の発言も複数出ております。そうした中で、いろんな意味で、この文章を総体的に変えるということの意見として、当然できなかったわけですが、せっかく事務局が網掛けでもって修正してきた中、原案もそうだったんですが、特にこの住民との行政運営の中で、「エリアごとに機関を設ける」という表現、「機関」というのはどうしても役所言葉で、どういうものかというのが具体的に浮かんでこないという中では、この部分だけでもせめて「エリアごとに住民自治の組織を置く」という程度の、そこまでの踏み込んだ表現というのはあってもしかるべきではないかな、という形の意見も複数出ております。

この指針についての論議はいろいろしまして、その後、これから全体協議でもそうですけれども、若干規約的な内容も含めて協議した経過なので、この辺については、全体会議の中で皆さんの発言に共通認識を持ったということをつけ加えて、第1グループの発表にいたします。

木浦正幸会長 はい、ありがとうございました。続きまして第2班の代表の方、お願いいたします。...それでは3班の代表の方、お願いいたします。

宮本富男委員 牧村の宮本でございます。第3班の合意した事項というか、いろいろ意見あったことをお伝えいたします。

まず、基本理念と原則については、多少の意見がありましたけれども、大筋これでいいのではないかとということでございました。

次に、重点課題の中で、今ほども1班の方からお話ありましたように、住民との協調と連携を通じた行政運営の中で、この網掛けの部分ですが、真ん中辺に「地域審議会と異なり、期間を定めずに置くものとします」、この「期間を定めず」ということを「恒常的に置くものとする」と言った方が、皆さんに安心してこれから生活できるのではないかというふうなことでございました。その次に、最後の方ですが、「合併後も含め、改正等の内容を考慮して検討します」というところは、自治組織のことについて何らうたっていないということでございますので、「合併後...」のところを、「地域自治組織についても検討します」というふうな言葉を加えてもらえたらいいというふうなことでござ

いました。

そして、この中でもう1点、支所の事務の権限ということですね、これは非常にあいまいで、確かに法定協に移ってからということでしょうけれども、これは事前にもう少し検討することができないのか。例えば、6月には私たちが法定協議会の設置を議決するわけですがけれども、その時に村民の皆様に対しても説明しなければいけない。だから、この支所の権限というものをもう少し分かりやすく何とか作ってもらえないか、協議してもらえないだろうかという要望もありました。それから、今のところはそれだけです。

次に自治基本条例の制定に向けた検討ということでございます。これについては、最後、「多くの市民の意見が反映できるよう、合併後も十分な時間をとって検討を進めます」ということではなくして、「多くの市民の意見を反映できるよう検討を進めます」と言った方が分かりやすいのではないかとというふうな意見がありました。そして、この基本条例というものは、前回は要望したんですけども取り入れてもらえなかったんですけど、法定協議会でも協議してほしいと。その法定協議会において骨子を作って、その結果によっては合併するかしないかという意見もあったので申し添えておきます。それと、基本条例については、憲法と同じようなものであるというふうにならわっているわけですから、この重点課題の最初に持ってきた方がいいんじゃないかという意見でございます。

少し上に上がりまして、持続可能な財政運営というところでございますけれども、最後の方、最後の2行目ですね、「ただし、合併特例債も新市が将来的に返済しなければならない借金であることに留意する必要がある」と、この文言は、当然のことだからいらんのではないかと、必要ないという意見が多く出ました。ゆえに、「ただし」から最後まで必要ないと、カットした方がいいのではないかとということでもございました。

以上でございます。

木浦正幸会長 はい、ありがとうございます。それでは2班の方、お願いします。

小関信夫委員 2班の柿崎の小関です。遅くなって申し訳ございません。報告いたします。

基本理念については、おおむね了承とする。原則については、下がる行政サービスをどうフォローするのか、努力を明記しておくべきであると。それからもう1点、行政サービスの維持・向上については、努力すべきことなので原案のままでよい。

重点課題については、若干凸凹しますけれども、1つは、「エリアごとに機関を置く」とあるが、「エリアごとに地域自治組織を置く」と言った方がよい。もう1点は、「合併後、十分な時間をとって」は削除し、基本条例についての草案や素案は法定協で作っていくべきである。それからもう1点、合併後遅くない時期に条例を制定し、その骨格は協議会の中で協議をするべきである。それから、特例債はどのくらい使うのか示すべきであると。

以上であります。

木浦正幸会長 はい、ありがとうございました。それでは4班の代表の方、よろしく願いいたします。

横尾新一委員 4班、実は商工会関係の方が主でございます。安塚の横尾と申します。よろしく願いいたします。

先般、5月の15日に、基本理念、原則、重点課題につきましては、全員が一応合意をしております。それで、今日につきましては、意見、今後のアイデア等を出そうと、こういうことで話し合いをいたしました。

1つ目といたしまして、市町村合併をすると本庁、支所の間が遠くなる。行政間だけでなく家庭まで、光ケーブルを利用して情報機関にケーブルビジョンを全地域に普及させ、遠距離の問題についての解消をお願いしたいと、こういうことでございます。それから、地域自治組織の具体的なイメージが知りたい。それから、支所に予算と権限を与えてほしい。それから、税収は減っている状況で、地元商工業、また、建設業を含めた地元業者の活性につながる支援をお願いしたい。それによって地元の活性、税収も増えるだろうと、こういうことでございます。最後、支所と住民が協働で地域づくり

ができるシステムを構築してほしいと、こういうことのご意見でございました。

以上でございます。

木浦正幸会長 はい、ありがとうございました。それでは続きまして5班の代表の方、お願いいたします。

田中昭平委員 では、5班の方で申し上げます。

新市における行財政運営指針でございますが、の基本理念、の原則については、修正案に異議がない、了承されました。また、重点課題についても、修正案に異議がなく了承されました。ただ、住民との協調と連携を通じた行政運営の4行目に「機関を置きます」という項がありますが、この中で、権限を持った自治組織を置いたらどうかというようなことで結論付けたわけでありまして。

それで、これから法定協に対しての希望意見を皆で話し合いましたことを述べます。その1つは、合併により本庁が遠のく、支所、住民サービスが低下されるのではないかとというようなことを地域住民は心配しております。それから、2番目は、住民自治組織は行政の下請け団体、機関ではないという考え方で進めなければならないと思います。さらに、各市町村独自の事業を継続する方向でいってほしいということです。次に、村議、町議の定数が減るので、地域の声を反映させる地域審議会の充実を図ってほしいと思います。さらに、基本条例は早い時期に制定してほしいと思います。

以上でございます。

木浦正幸会長 はい、大変ありがとうございました。続きまして第6班の方、お願いいたします。

保坂いよ子委員 6班の話し合ったことを報告します。

結論から言えば、今まで私たちが出した意見をちゃんと取り上げて修正されているので、これでよいのではないかと、ただ、大まかであるのでちょっと分からない面もあるが、ということの話ですが。

そこで、話し合いの中で、私たちは住民を代表して出てきているので、住民の皆さんがどんなことを思っているかをしっかりとこの協議会の中に伝えていきたいというような話になりました。まず、基本理念についてはこれでよいのですが、ただ、合併はメリットだけではないんだ、マイナスの面もあるんだよ、そのマイナスを協働でどう克服していくか、助け合っていく、そういった文言も中に入っていいのではないかとという意見がありました。それから、住民の皆さんは、特に僻地とかそういう過疎の地帯では、合併したら大変なことにならないかと非常に心配している、そこで行政サービスの工夫を分かるように表現してほしい。それから、末端まで見えるようなサービスを、今のサービスを最低限守ってほしいという意見がありました。それから、合併には大変なエネルギーが必要と思う、そのエネルギーのある地区とない地区の差が出ないようにサービスを考えてほしい。エネルギーがあるとかないとかということは、例えば高齢者が多い地区では、何をやるにも諦めが出てくるのではないかと、そういうふうな諦めの雰囲気が出てこないように、という意味なんです。

その次、重点課題についてですが、これも、総体的にはよいという意見でした。ただ、支所にどの程度権限が与えられるのか分かるように法定協で示してほしい。支所には、生活に即結び付く権限を、例えば除雪とか介護等の問題は、即動かなければならない問題なので、これは支所に与えてもらうといいのではないかとこの話になりました。それから、合併したことで周りの人たちが意欲を失わないような機能と権限を支所にということで、法定協で考えてほしいということでした。その次、もう1つ話が出たのは、合併ということになって、メリット、デメリットがあるわけですがけれども、そのときに皆さんの中で、自分の地域は、という地域意識が出てくると、せっかく合併によってコストも下げますというような合併の良さが、その意義が見失われてしまうのではないかと、それも心配だ。非常に矛盾した考えなんですけど、そんなことも話の中に出てきました。とにかく、合併のメリットは、地域意識が強くなるとそういうふうなことも出てくるので、その辺についてはみんなで考えていかなければならないだろうということです。それから、コミュニティ・プラザと支所機能とは別なんだという意見も出ました。除雪とか介護の問題とか、そういったものは支所機能に入るのでしょうし、市がやることのできない事業ということで、住民のアイデアが生まれるところがコミュニティなんだろうと、そういう話になりました。それから、行財政運営については、特に意見はないけれども、合併

特例債が出て、お金が来たとしても、これは使ったら返さなければならない、そんなことがあるんだね、というような話になりまして、でも、その特例債をいかして、地域の特性を考えて使うと、よいことができるかもしれない、そこに夢があるかもしれないという意見も出ました。

まとまりがないのですが、以上です。

木浦正幸会長 はい、ありがとうございました。最後に首長の皆さんからもグループ協議をしていたいただきましたので、代表からご報告いただきたいと思います。

矢野学委員 安塚の矢野でございます。

まず、市町村長で何回か非公式なりいろいろな場で議論をしまいった点、それからまず任意協、10市町村の中でもいろいろな方向性の議論をしてきたと思います。その後、このように14町村の準備会等々がございました。その過程の中でいろいろな議論をした方向性、指針というようなものがこの中に網羅されているというふうに市町村長は考えて、この文言の今回の指針については、基本的に、お示しのこのとおり賛成であるということの結論でございました。その過程での、今日の議論を申し上げたいと思います。

まず、大きな課題として、議論百出し、そして一つの方向性ということで、重点課題の中の、いわゆる皆様方のご心配もあるような、旧各市町村のまず一つは特徴あるサービス、あるいはまちづくり等々のものをどう継続し、そして住民の皆さんの負託にこたえていくか、このことが最も市長村長で議論し、そして懸念をしてきたところでございます。そのサービス低下等々が低下しないための一つの組織として、今、皆さんご承知のように、議論がされていることが、法律上の中では地域審議会ではございませんので、重点課題の中のこの網掛けをしてあります文言となろうかというふうに思います。それから機関をどうするかということの議論もしてまいりました。しかし、残念ながら、懸念される周辺町村の従来のサービス低下や特徴あるまちづくりを継続するためには、各市町村のそれぞれの支所機能をどうするかという議論をしたいわけではありますが、今のところ、残念でございますが法律化がされておられない。したがって、現時点では、幅広くこの法律の範囲内、あるいは制定された場合、改正された場合、合併後も、あるいは合併前も含めて、十分検討していくと。言わば、正に幅広い範囲を想定したこの文言でありますので、そのことを市町村長の今回で確認をいたしました。したがって、懸念されておられるであろう支所の事務権限も併せて、今後、自治組織の法律改正によって、十分それに、負託にこたえられるか、あるいは国が示す法律改正によってそうならないかの議論は今後十分していかなければならない。そのために幅広いこの網掛けを「検討する」という文言で押さえたということで、このまま了承をされたところでございます。

なお、持続可能な財政運営の中では、先ほどもある部会でもあったかと思いますが、有効な、いわゆる活用をすべきという特例債のそういう意見もございました。逆に、この合併特例債を、有効活用はみんな踏まえて考えるけれども、借金であることには変わりがない、だから、留意するということが、これは住民の皆様方にも理解を得ることが必要でありますので、この文言でいこうということで集約をしたところでございます。

なお、自治基本条例の制定に向けた検討については、合併後うんぬんという言葉についての議論をいたしました。一応、議会の権限も含めてこの条例化がなされるものでございますので、この文言で集約をしたところでございます。

以上、市町村長の結果を申し上げたいと思います。

木浦正幸会長 はい、ありがとうございました。以上、皆様方から各グループの発表いただきましたけれども、このほか、何かご意見がありましたらご発言願いたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

橋爪法一委員 吉川の橋爪ですが、会長に見解をお伺いしたいと思います。

今ほど報告がありました行財政運営指針、これをどう位置付けるかという問題なんですけれども、私は、これから法定合併協議会が立ち上げられて、新市の建設計画その他もろもろの議論をしていく上で物指しとなる非常に重要な文章の一つだと思うんですね。そういうことを考えたら、余りあいま

いさは、あいまいな表現とか中途半端な書き方はすべきではないというのが私の考え方です。じゃあ一体どういうところがあいまいなのかということをお願いいたしても、幾つかありますけれども、1つだけ、これはもうはっきりさせておきたいのは、合併特例債の扱いなんですね。合併特例債については、今日、まあ一定の修正がありました。一定の修正はあったんだけど、まだこれについてはどういう扱いがされていくのか見えてこない。合併特例債については、地域の住民の中で、期待もあれば不安もございます。そういう中で、もう少し踏み込んだ記述がされてもいいのではないかと、そう思います。

私はこの点、今まで任意協議会やあるいは会長が所属されている上越市役所、市議会の中でどういう議論がされてきたのか見てきたんですけれども、市議会での答弁を見ますと非常にリアルに書かれているんですね。リアルに答弁されているんですね。例えば去年の3月議会の一般質問の答弁の中で、市長さんは、「合併特例債についても当然のことながら後年度の財政運営に支障を来すことにならないよう、その発行に当たっては細心の注意を払い、節度ある対応をすべきものと考えております。」それから9月議会、去年の、「この特例債の活用については、必要な範囲にとどめていかなければならないというふうに考えております。しかし、例えば予定していた補助事業、沢山補助事業があるかと思いますが、その予定していた補助事業よりもこの特例債を利用することが有利であると判断された場合などにつきましては、財源の振替という方法で利用することもあり得る、あるのではないかと、いうふうに考えています。」

こういうふうに答弁されたのを見ますと、率直に言って、合併特例債はごく一部の振替を除いては活用できないという認識なんではないか。確かに、財政シミュレーション等を見ますと、100パーセント使ったらとんでもないことになります。私らの議会の中でも、一体何パーセントくらい使えるのかと、30パーセントなんだろうか、あるいは50パーセントまで使えるんだろうか、あるいは全く使えないんじゃないか、こういった声さえある。そういう中で、こういうことについては、もっと明確にした方がいいと思いますけれども、ここは会長の率直な考えを述べてほしいと。これからまた住民に説明する時に、あいまいな話はできないんです。活用はほとんどできないのなら、できないと、そう言わなきゃならんでしょう。それでも30パーセント使えますと、まあ数字で言うのはおかしいのかもしれないけれどもね、30パーセントくらいは使えるでしょう、そういう話になってくれば、新市の建設計画に向けて地域からこんな要求を上げていこうではないかと、こういう話もできる。ですから、そこら辺については、どういう認識なのか、これは事務局ではなく会長からお答えいただきたい。

木浦正幸会長 はい。私の気持ちは、今、正に議事録を朗読していただいたとおりでございます。つまり、合併は何のためにするのかといったときに、私は、基本的に考えているのは、住民の幸せ創造、これは引き続き必ずやっていかなければならないだろう、その中にあって、特例債、これはアメとムチの中で全国的にも議論されておりますが、しかしながら、今ここに掲げてあります、借金は借金であるということも忘れてはいけないというふうに思いますが、しかしながら、与えられている私たちの権限でもありますし、見方によっては有利な起債であるということも見れるわけでございます。そういった意味では、どうしても、何パーセント使うとか、どういうふうにするかという具体的な表現の仕方は、非常に、議員もご指摘ございましたけれども、難しいというふうに私は思います。そこで、準備会としては、こういう文言で基本的な考え方を皆さんから了承していただいて、そして具体的には法定協の中で議論をさせていただく、この特例債の使い方等についても議論をしていただくというふうになるかなというふうに思っております。なかなかその点は非常に難しいということは確かでございます。そういった意味で、こんな表現の仕方になっているわけでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

橋爪法一委員 まあ、あの、数字でどのくらい使えるかということをお尋ねしているわけではありませぬので、もう1回確認させてもらいたいと思いますけれども、市議会の答弁等を見ますと、合併特例債については、ほとんど使えませぬよという認識に近いご見解なんではないかと思っておりますけれども

どうでしょうか。それだけはっきりさせてほしいと思います。

木浦正幸会長 私、あの、ほとんど使えないと言ったことは1度もございませんので、そのニュアンスで取られると困ります。先ほど申し上げたとおり、これは、借金は借金でございますから、十分な、慎重な使い方が望まれるというふうにも今でも思っています。しかしながら、私たちに与えられた権限でございますから、これを有効に使っていくという考え方もあるわけでございます。それを、法定協の中で、皆様のご意見をお聞きしながら、有効に使っていくことも考えていかなければならないのではないかとこのように思っておりますが、しかしながら、借金は借金であるということでこういう表現になったわけでございます。よろしく申し上げます。

それではほかにご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それではご意見がないということで、まとめさせていただきますが、ただ今いろいろなご意見がございましたが、新市の指針につきましては、ご理解と合意形成がおおむね図られたのではないかと、多分に詳細な、具体的なご意見もございましたけれども、行財政運営指針の基本的な考え方については、法定協議会へ申し送ることとして、具体的な内容、つまり詳細な財政シミュレーションですとか、地域自治組織ですとか、自治基本条例等について、具体的な各論でございますが、これについては、法定協議会で引き続き協議していただくということにさせていただき、また、今回議論をいただきました、ご指摘もいただきました修正部分については、会長の私にご一任で引き受けさせていただきたいというふうに考えているところでございますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

橋爪法一委員 これからの流れを見ますと、私ら議会人としては、先ほどどなたからも報告ありましたように、6月の末か7月上旬に、議会で法定協議会に参加するかしないかの決断を下していかなくちゃならないんですね。その前に、先ほど言いましたように、この行財政運営指針が一体どういうふうになっているかというのをはっきり把握した上で判断しなければいけないと思いますけれども、私はいろんな点で考えることがありまして、基本的には、この合併については、住民の間では期待もあるし不安もあるんですよ。不安については、村山さんがさっき、婚約とかいうのは、結婚とか婚約とかいう話されましたけれども、合併法定協議会に参加することを決断することになれば、これはもう婚約すると同じ。そうなったら大方の不安は解消していかねばいけないと思うんですよ。

どういう不安があるかというところ3つあるんです。昨年、10市町村の任意協議会で意識調査をされました。私も、見てみて、なるほどなと思いましたが、「市町村の区域が広くなり行き届いたサービスが受けられなくなる」45パーセント、「住民の意思が反映されにくくなる」44パーセント、「中心部だけよくなり、周辺部は取り残される」37パーセント、こういうマイナスイメージが上位3つを占めているんです。そういう中で、そういう不安を払拭できるだけの行財政運営指針になっているかどうか、そこを考えてほしいんです。

そういうことを考えますと、例えば1つだけ例を挙げますが、私ども上越から見れば周辺部にある町村にとっては、今回の合併によって経済的にも大きくダウンするのではないかと、過疎もどんどん進んでいくのではないかと大変な不安を持っています。そういう中で、会長は都市内分権ということも言われているんですが、旧町村の中に、今度、役場がなくなるんですよ。支所はあるけれども、役場がなくなって、今まで何十億という予算も、今度は置かなくなってくる。そうなってくると地域経済の流れが変わってくる。そういう心配がある。そういう中で、この行財政指針の中に、今度新たに住民組織を立ち上げますと。そこにおいては一定の金を移譲して、そこで地域の皆さんからご議論をいただいて、そこで決定をするんです。そういうことで最大限努力していきます。あるいは、地域審議会について、今日もいろいろありましたけれども、皆さんから議論をしていただいて、その結果については、市長としては最大限尊重しますよというくらい具体的なものが見えてこない、合併したらどうなるんだろうかと、みんな不安に思いますよ。私も吉川町の一番奥地で生まれた人間です。今まで昭和の合併も見てきましたけれども、やっぱりそういうことを考えますと、この方針の中にそこら辺がはっきり見える形で6月あるいは7月の議会を迎えたい。だからこれを先送りするようなことはやめてほしいんです。もしできれば、もう一遍準備会を開いて、そこら辺を結論を出していくと

いう手順を踏んでいただけませんか。

木浦正幸会長 あ、この間、私も、合併の目的、そしてこの準備会、任意協議会の会議の在り方について、皆さん方のご意見を最大限尊重させていただいて、皆さん方から、考えは違うけれども基本的に納得してもらいながら一つずつ前へ進んでいくんだという考えを持っていただくというような運営の仕方をしてまいりましたけれども、合併につきましても全くそのような考えでございまして、そういった意味で、今回この準備会で議論されたことも最大限に法定協に申し入れしていただくという姿勢で、この規約の中にもこの「最大限」という言葉をあえて盛らせていただいているのはその趣旨でございます。そういった意味で、住民の皆様方、確かに不安はおありになります。これは、未来に向けて大変不安を感じていらっしゃるということは私も同感でございます。そのことについて、是非この不安を解消していくためにも、皆さんのお力をお借りしながら、住んでよかったというような新しいまちを私たちの手でつくっていかねばならないというふうに思っておりますし、そういうことについては、最大限、私も皆様方のご意見に耳を傾けさせていただきたいと、こう思っております。そういう意味では私の腹の中をちょっと見ていただきたいのでありますけれども、できないことでございますので、日ごろの私のいろんな態度で見ていただきたいなと思っておりますが、この今回のお示しをいたしましたこの行財政指針については、そのようなあいまいな文章に、表現になっているのではないかと、先ほど来、あるわけでございますが、しかし、ここで打ち切るということではなくて、引き続き法定協で皆さんから議論をしていただいて、しかもこの準備会で議論してきたことは決して無視するのではなくて、それを最大限、尊重させていただいて、そして皆さんの意見が反映された議論になっていくように考えていきたいというふうに引き続き申し上げておりでございますので、是非ともご理解をいただきたいというふうに私は思っているところでございます。はい、どうぞ。

井部辰男委員 頸城の井部であります。今の会長の発言に関連しましてね、申合せ事項では、準備会の決定事項が最大限尊重されるということで規約でもうたわれているわけです。そういう面では、今日のグループ討議のまとめに当たりまして、是非、各グループの意見をこの準備会の中できちっと文言整理を含めてやってほしいんです。非常に優秀なる事務方ですから、いつも答弁では、私どもはこう考えます、私どもはこうでございますというようなことで、いつも事務方の、非常に官僚的優秀な答弁を頂きますとね、非常に私らとしても困っているわけでありまして、是非、会長一任でありますので、会長の方、よく副会長ともご相談いただきまして、グループ討議の中で特に論議になったのは、機関をいわゆる地方自治組織にするとか、あるいは自治基本条例を、是非、法定協議会の中で、憲法でございますから、素案作りをするとか、そういうふうな文言にきちっと整理をお願いをして会長に一任をしたいと思えます。

木浦正幸会長 はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

村山尚祥委員 大潟町の村山です。今ほどの井部委員のことに関連して、井部委員は会長に配慮をお願いした、と言いますが、私は、先ほどの会長のまとめの言葉と現実に書かれているこの文章について、少し差があるので確認をしながらお尋ねしたいんですけれども、会長は、おおむね大綱的に理解いただいていると、個々の部分については十分理解した上、法定協に持っていくという、その説明の中で、今ほど井部委員が言いましたように、自治基本条例についても触れました。聞いている言葉では、自治基本条例の制定の協議は法定協でやるように聞こえてきました。しかし、文面は明らかに「合併後、十分な時間をとって検討します」なんです、文面は。私ども議会での議員は、法定協に入るか議決するときにこれが大事、これなんですよ、これと規約なんですよね。その文言と中身が違ったら整合性ない。それから先ほど井部委員も言いましたけれども、例えば法定協の位置付けについても、最大限尊重するのはいいんですが、少し先に触れますが、法定合併協議会の委員数についてという提案の中では、法定合併協は行政事務の協議が中心となると書いてある。これ、私はグループ協議でも私も言ったんですが、今の状況を引き継いでいったらとてもそんな状況じゃない。行政事務が中心になるなんてことではなくて、本当にどういう市をつくるかという協議が中心になるはずだという意味

では、これほど各グループで出た、共通的に出た、自治基本条例の制定については、骨格の部分、要するに新しい市がどうなるかということを示すための骨格の部分っていうのは、法定協の中できちっとやるというふうにならなくてほしいというのが多くのグループ協議のまとめに出ているわけですから、その会長が言葉で言うことだったら、せめてこの文面は直してもらわないと、議会の案にならないと思いますので、よろしくお願いいいたします。

木浦正幸会長 はい。私も皆さんの報告を聞きながら少しずつメモをしてるんでありますけれども、1人の能力では、今ご指摘いただいた点あるもんですから、今ご指摘いただきました3ページのこの重点課題の中の一番下の、自治基本条例の制定に向けた検討の中の、一番最後のところだと思うんですが、「多くの市民の意見が反映できるよう、合併後、十分な時間をとって検討を進めます」というところでご指摘を頂いたものというふうに思っておりますが、この「合併後」というところを、私のニュアンスは、法定協の中でさせていただきたいというつもりでございましたので、この文言を排除するとか割愛するとかというのは言っておりませんでしたけれども、気持ちは皆さんにお伝えしたつもりでございますので、ここは割愛ということにさせていただきたいというふうに思っております。はい、どうぞ。

田村恒夫委員 上越の田村ですが、いろいろ、各グループでもってお話があったと思います。それを整理をされて、この次があると思うんですね。整理をして、これこれこうですよ、と前段に皆様方からお配りをいただいて、それでこれを全体会議にかけたらどうですか。その方がすっきりするわけですよ。会長さんに一任をするといっても、私、ちょっと今、いろいろお話聞いていると信用できないんです。はっきり言って。ですから皆さんで、修正されたら修正されたていいですよ、それを全体に諮って、この次もう1回やらなきゃいけないでしょ。そこできちっと、こういうことにしますと、それで皆さんの了解得ればいいんじゃないでしょうか。

木浦正幸会長 私の気持ちは、それこそ皆さんのご意見を最大限に反映させていただきたいと、こう繰り返し繰り返し申し上げておるわけでございます。それから、今、もう1回準備会を延長してという発言でございましたので、準備会というのは、それこそ先ほどどなたか発言されておりましたけれども、法定協に進むときのためのこの法定協、合併とは何ぞやと、そして合併するとどうなっていくのかというその大きな素案について分かるように皆さんにお示しをする、そしてその中で最低限決めておかなければならないことを決めていく、これが、準備会の、私は役目だというふうに思っております。そういう意味では、今回お出しし、議論いただいております行財政運営指針についても、各論、数多くあったわけでございますけれども、しかしながら、例えば自治基本条例につきましては、まだ法律が定まってはおりませんので、地域自治組織についても、そういう意味では、各論について、やはり法定協の中で引き続き議論をさせていただきたいというふうに基本的には思っているところでございます。そういった意味では、準備会でお諮りするというのは、もう大方議論をさせていただいたのではないかとこのように私は認識を持っておりますので、そういう意味で、会長一任ということで皆さん方にご提案申し上げたわけでございますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。はい、どうぞ。

小関信夫委員 柿崎の小関です。時間がないところ申し訳ございませんけれども、特例債の関係でもってちょっとお聞きしたいんですけれども、私たちの町も6月の25日ごろから始まる予定の6月定例議会で、この法定協に参加するかしないかを確認するわけでありまして、それをめぐって特別委員会も開催されるようでありまして、私たちのグループ討議の中でも出ていたんですが、この特例債をどのくらい使えるか、やっぱりこれは示すべきですよ。先ほど意見出ましたけれども、この今日の差し替え資料3-1の3ページの持続可能な財政運営の中の項の下から2行目に、「実施事業を選定します」というふうに具体的に書かれているわけですね。ということは、これは特例債も併せてのふうには私は思うんですけれども、そこら辺の関係と、今日のグループ討議の中で若干質問をしたんですけれども、上越市が出していただきました14市町村財政フレーム予測結果、この数字をめぐって、14市町村の中でいろいろこの数字を説明会で使ったところもあるように聞いているんです

けれども、この15年度の予算の歳入、この財政フレームの予測と先ほど会議の途中で出された数字、60億近くの差があるわけですね。そこら辺いろいろな根拠があつてのあれでしょうけれども、そんなこともあわせると、やはりこの、私たちも帰ってから特別委員会や、あるいはこの法定協に参加するかしないかの内容も含めて、やはりこの特例債がパーセントではどのくらい使えるのか、そこら辺くらいやはり準備会で、やっぱりはっきりしないと、一般的に一言で言えば、特例債が使えるから合併するのではないかとそういう話もあるくらいなんですから、そこら辺についてはやっぱり明確にさせていただきたいと思います。以上です。

木浦正幸会長 はい。あの、先ほどからお答えさせていただいているように、今回の合併のときの特例債というのは、アメとムチの議論の中で、最大限に地域が夢が見れるときになるのではないかとというアメとムチでございますけれども、しかしながら、重ねて何度も申し上げますが、借金は借金であるということでございますから、何パーセントというのは非常にこれは難しいことであり、そして法定協あるいは通常に各首長さんからもそういうご意見がございますけれども、法定協の中で詳しく議論をさせていただくということでは多分表現できないのではないかとこのように思っていますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

ということで、会長一任という形にさせていただいてよろしゅうございますか。

〔拍手〕

木浦正幸会長 はい、ありがとうございます。

2 協議 (3) 上越地域合併協議会規約(案)について

木浦正幸会長 続きまして、2番目の上越地域合併協議会の規約(案)についてでございます。前回の準備会で概要を説明申し上げたところでございますが、今後各市町村長がそれぞれの議会に提案いたします法定合併協議会設置議案は、準備会で検討した、この上越地域合併協議会規約(案)を付して行うことになるものでございます。再度概要を事務局から説明させます。

高橋克尚事務局長 はい。お手元にお配りしております資料4、あと、本日お渡ししました修正表についてご説明いたします。

規約(案)につきましては、準備会の規約とおおむね似ております。異なっている点は何点かございますが、まず、今回修正した点でございますが、第6条の2項、役員の規定でございます。これは合併特例法の規定に基づきまして、自治法の252条の3の規定で、協議会は会長及び委員をもってこれを組織する、ということで、前提としまして会長及び委員という別個のものだという法解釈がございまして、規定上、役員の互選という、委員の互選という表現は不適切だという指摘がございまして、調べましたところ、そのとおりだということだったので、「構成市町村の長が協議し、第8条第1項の規定により委員となるべき者のうちからこれを選任する」という形に改めさせていただきました。それ以外の役員の方は、今までどおり、互選により定めるという形になってございます。あと違いますが、8条の関係かと思いますが、構成員につきましてはおおむね同じでございますが、2項の部分でございます。定数につきましては「構成市町村の長が協議により定める」という形をとってございます。規約につきましてはそういう形で、はしょって申し訳ないのですが、主だった点だけを説明させていただきます。

木浦正幸会長 はい、ご意見、ご質問等がありましたらご発言願いたいと思いますがいかがでしょうか。はい、どうぞ。

橋爪法一委員 簡潔に申し上げます。法定合併協議会の委員数の問題です。私は、自分の町の議会の特別委員会でも議論したんですが、現在の準備会のメンバーを基本的に踏襲してほしいと。メンバーというか委員数をね。したがって、議会代表、住民代表についても削らないでいただきたいということでございます。私も初めてこういう会議に出させてもらったんですが、私も第3グループのグループ協議に出まして、本当にいい意見が沢山出ております。私と違ったような考えも大変参考になる。恐らくこの、こういった議論は、議論する人は、今後も法定協議会の中で頑張してほしいと、頑張っ

てくれるだろうと、そう思いますので、是非そのようにしてほしい。それから住民代表についても、女性の皆さん方の発言は非常に素晴らしい。女性の皆さんは削れないでしょう。それから商工会の皆さん方も、これからの経済のことを考えれば削られない。そんなことを考えますと、従来どおりの数でいいのではないか。それからもう1点、法定合併協議会の委員数は、よそではどうなっているのか。ここでは佐渡のことだけ書いてありますけれども、北蒲の南部郷のところでは、議員の委員数は3名でありました。それから北魚沼6か町村、あそこの法定協議会では4名でした。そんなことも考えてみると、ここで議員の代表を2名減らすのはどうかというふうに思いますので、他の皆さんのご意見もお聞きいただきたいと思います。

木浦正幸会長 はい、今ご提案ありました、委員の数を増やしてほしいというご意見に対して、皆さんの意見を聞いていただきたいということでございますので、皆さん方、今のご意見に対してのご意見…。はい、どうぞ。

富所博委員 柿崎の富所でございます。各グループごとにいろいろと意見交換する中で、必ず職員の方が何名か一緒になって参加し、そして、今までの経過についてある程度アドバイスしていただいて、今日来てたわけでございます。これからの進め方については、それぞれの各グループに配置されました職員さんから、どんな意見が出たのかということを一歩肌で感じておられるだけに、これからの役員の選出等については、例えば各団体の代表が出ておられても、例えば3人のうち大体1人は、ほとんど代表で意見を述べられるような格好ですので、たまたま今の皆さんの意見聞いてますと、建設的な大変いい意見なんですけれども、先ほどから会長に一任するというような意見があるだけに、それぞれのグループのところに職員さんが出ておられた、その生の声を聞いているそちらの意見を尊重していただいて、委員の選定にさせていただいたらどうだろうか、こんなふうに思いますので、商工会関係で言うと私もそのメンバーの1人ですけれども、やはりメンバー大勢の方がいいかも分かりませんが、商工会の方の立場を考えますというと、大体皆さんの意見というのは本当に一致団結したような意見ですので、大勢出られても商工会の方の関係にはそれほど意見の違う方がおりませんので、そこら辺も参考にさせていただきたいと、こんなふうに思います。

木浦正幸会長 はい、ありがとうございます。ほかに、はい、どうぞ。

橋爪法一委員 私は先ほどそちらの方から出ていますように、法定協になって委員を削減するというその理由が分からないわけです。ただ、ここで言っているように、申合せ事項で準備会の決定事項を最大限尊重するという上に立って削減をするということになると、余りにも合併をしていく21万市民をないがしろにしているような気がしてなりません。少なくとも、今ここに参加しているだけでも、今度助役が幹事側に回りますと、首長入れて各町村7名なんですね。7名の皆さん方が、この最大事の政治課題に向けていろいろな意見を出していくということになれば、私はこの大所帯でも、会議体としては非常に難しいとしても、今のようなグループ討議を含めながらやっていけば、これからも法定協をやっているだろうというふうに思うので、できるなら住民負託にこたえるようなことからしても、今のような準備会定数はそのまま法定協でも継続したらいかがかないかというふうに思います。

木浦正幸会長 はい、ありがとうございます。ほかに、今の委員定数のご意見に対しまして…。

改めて申し上げますが、この委員定数につきましては、これ、市町村長が法定合併協議会の提案をするときに、第一義的に市町村長がこの提案をさせていただきます。法定合併協議会の規約ということで。ですから、皆様方にお諮りいたしてまして、一応手順を踏まさせていただきます、共通認識に立っていただいて、法定合併協議会というのはどういうふうな形で行われていくのかというので皆様方にお諮りをさせていただきます。そういう意味が一つあります。

それから、これからは、法定協議会となりますと、自治体間協議に、より色合いを強くして、なっていく。ですから、それぞれの自治体が各々の事案について、ある程度統一した見解を持っていただいて臨むことが必要になってこようかなと。そういう意味では自治体間協議であると。

それから、先ほどから繰り返し言わせていただいておりますけれども、準備会、この準備会で議論をいただいたこと、最大限尊重させていただきたいというふうに私も約束をずっと申し上げていると

おりでございますが、それから、先ほどの議論にもありましたが、他の、県内もそうでございますし、全国的に見ても、他の協議会の事例を参考にさせていただきますと、委員数を行政 1、議会 2、住民代表 2 ということで、他事例も考え合わせながら提案をさせていただいたというふうに思っているところでございます。そういう意味では、そのことをご理解いただいて、皆さん方からご賛同いただければというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、まとめなければいけません、議会への法定合併協議会設置議案の案件、これは市町村長が行うものでございまして、協議会とは別に市町村長で再度協議させていただいて、決定させていただきたいというふうに思っているところでございますので、そういうまとめ方をさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 はい、ありがとうございます。そのように取り計らいをさせていただきます。

3 確認 準備会から法定合併協議会への申し送り事項について

木浦正幸会長 はい、それでは次に 3 の確認事項ということで、協議会への申し送り事項について、事務局…。はい、どうぞ。

田村恒夫委員 先ほどから、指針についてもそうなんです、準備会で議論したことを最大限尊重するという説明を何度もされていますが、この尊重する、尊重という考え方が、法定協での協議にたがをはめることにならないのかどうか、そこを一つお伺いしたいと思います。

木浦正幸会長 はい、当然私は、私の気持ちは、皆さんからいただいた議論の上に民主主義というのは成り立っているわけでございますので、当然のことながら、その議論を尊重させていただきたいというふうに思ってますし、しかしながら、準備会で数多くのご意見も頂いてまいりましたし、皆さん方の総意がその中に込められていると、そのお気持ちを大切にすることから、準備会の皆さんから出たご意見を最大限尊重させていただきたいというふうに申し述べているとおりでございます。そういった意味では、法定協の中でも、いただいている議論、これが大切になってくるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

それでは、説明願います。

高橋克尚事務局長 それでは、お手元にお配りいたしました、本日机上配布させていただきました資料の 5 をご覧いただきたい、差し替えの資料 5 ですね。申し送り事項としまして、基本項目 4 つ、その他 3 つ、なお書等々でございます。読み上げますので、説明に代えさせていただきます。

基本項目としましては、合併の方式は上越市への編入とする。合併の方式は編入であっても、“気持ち”は新設とし、対等、平等の立場で合併協議を行う。(2)といたしまして、合併の期日は平成 17 年 1 月 1 日とする。(3)新市の事務所の位置は上越市役所を本庁とし、現在の各町村に支所を置くこととする。(4)議員の任期及び定数は特例措置を採用することとする。

2 としまして、その他、(1)「住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針 238 項目」、(2)としまして「新しいまちのランドデザイン」、(3)としまして「新市における行財政運営指針」。

なお書でございます。なお、「議員の任期及び定数は特例措置を採用すること」について、定数特例又は在任特例のいずれを選択するかは法定協議会において決定することとしたが、上越地域法定合併協議会準備会のグループ協議においては、「定数特例を採用すべき」との意見が多かったということを申し送る。追加されましたまた書ですが、また、第 1 回準備会において提示された“合併協定の基本項目等に関する議論のたたき台”の“その他の重要項目”である「『市町村の合併の特例に関する法律』に定められている地域審議会にとらわれない、ある一定の権限を持つ地域組織を置く。」ことについては、上記 2(3)「新市における行財政運営指針」の一部として協議されたことを申し送る。

以上です。

木浦正幸会長 はい、このことにつきまして、皆様方からのご意見、ご質問等がございましたら、ご発言願いたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

村山尚祥委員 大潟の村山です。質問を兼ねてお尋ねしたいんですが、申し送り事項の中に、前回、十分議論して確認した新市の名称の協議というのは、なぜその他の項に入らないのかということ。今日の議題の別項目の4番にある趣旨が分からなくて、私は、前回決めたときに、準備会としてという文章をちゃんと入れて確認事項にしたものだから、単純に考えれば、申し送り事項としてあると思っていたものですので、それがどうしてその他の4番にでも入らないのか分からないし、そのことと、なぜ4番の議題に来るのかと、その趣旨も分からないので説明願いたいと思います。

木浦正幸会長 はい、事務局。

高橋克尚事務局長 他の合併協議と並行して協議をするということをごさいます、合併協議項目と別立てで置いて、パラレルにしたということをごさいます。それで、今回の申し送り事項に書かなかったというのは、この後、新市の名称についてご議論、ご協議いただきますので、それを踏まえて、この段階ではまだ入れていないということだけをごさいます。その中で、新市の名称についてのご議論の中で、当然入れるべきだという話をごさいますれば、こちらに盛り込むという形になるうかと思ひます。

木浦正幸会長 よろしゅうごさいますか。はい。それではこの申し送り事項で進ませたいごさいますか、よろしゅうごさいますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 はい、ありがとうございます。

4 新市の名称について

木浦正幸会長 それでは、4番の新市の名称についてということをごさいます、この件につきましては、前回、合併協議と並行して協議をしていくことの確認がごさいましたので、資料を参考に全体協議としてご意見を頂くものでごさいます。まず、事務局から説明願ひます。

高橋克尚事務局長 はい。お手元にお配りいたしました資料6、1枚ものでごさいます。とりあえず手続の関係だけ記載させていただきます。根拠法は、地方自治法の3条の3項と同4項でごさいます。都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、条例でこれを定める、と、地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない、という形になってごさいます。裏面でごさいます、60年以降の合併の状況でごさいます。編入の場合、新設の場合、右方に書いてごさいます。基本的には、編入の場合は法人格は変わらないということ、ほとんどの場合は新市の名称になってごさいますという事実だけでごさいます。一部、町制が市制に変わった際に、市の名前が入れ替わったこと、あと、鹿嶋市ですね、平成7年9月1日ですが、鹿嶋町が鹿嶋市になったときに、「嶋」という字が変更になったということがごさいます。以上でごさいます。

木浦正幸会長 はい。このことにつきまして、ご意見、ご質問等がごさいましたらご発言願ひたいと思ひますが、いかがでしょうか。それでは、申し送り事項に、市の名称変更についてご意見がごさいますれば、ご発言願ひたいと思ひますが。

井部辰男委員 頸城の井部ですが、先般5月の26日の日報抄のコラム欄でもこの問題取り上げられてまして、非常に、どういう動向になるかというのはマスコミも注目するところですから、是非、前回の確認どおり、これから並行して協議をするということ、申合せの中にきちっと明記をしてほしいというふうに思ひます。

木浦正幸会長 はい。そのほかにご意見ごさいますでしょうか。それでは、資料の5でごさいます、一番下の、また、一番下に、「また、今回の合併は編入方式であるが、新市の名称について、他の合併協議と並行して協議することを申し送る。」という形にさせていただきますというごさいますか、よろしゅうごさいますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 はい、ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。



5 その他

木浦正幸会長 続きまして5番のその他の項目でございますが、皆様方の方からご発言がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。事務局からありますか。

すみません、訂正願いたいと思うんですが、会議の開会の際に、議事録署名人委員につきまして、板倉町の町議会議長さんに指名をさせていただきましたが、本日は欠席でございましたので、取消しをさせていただきます、清里村の議会議長さんに改めて指名をさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、大変どうもご苦労様でございました。今回をもちまして準備会を終了させていただきます。大変長い間でございましたが、ありがとうございました。

午後9時10分 閉会

上越地域法定合併協議会準備会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

会 長 上 越 市 長

中 郷 村 議 会 議 長

清 里 村 議 会 議 長